杉 並 X 財 政 事 情 の 公 表 に 関 す る 条 例 等 の 部 を 改 正 す る 条 例

右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者 杉並区長

Щ

田

宏

第 条 杉 杉 並 並 X X 財 財 政 政 事 事 情 情 の の 公 公 表 表 に 関 に 関 す る す 条 る 例 条 例 等 の $\overline{}$ 昭 部 和 を + 改 Ξ 正 年 す 杉 る 並 条 X 例 条 例 第 五 号 \smile の

次のように改正する。

題 名 中 \neg 財 政 事 情 _ を _ 財 政 状 況 に 改 め る

第 条 に 見 出 L لح L て _ 趣 旨 \smile _ を 付 L 同 条 中 \neg 地 方 自 治

法

_

を

_

こ

の

条

例

は

部

を

並

X

自

地 方 自 治 法 に \neg 第 =百 兀 + Ξ 条 の Ξ を _ 第 百 兀 + \equiv 条 の \equiv 第 — 項 及 び 杉

政 治 状 基 況 本 条 に 例 平 \neg 関 成 + U て 兀 は 年 杉 こ 並 \overline{X} の 条 条 例 例 第 の 兀 定 + め る 七 ح 号 こ $\overline{}$ 第 3 に + ょ る \equiv _ 条 _ を _ に 関 _ L 必 財 要 政 な 事 事 情 _ 項 を を 定 め 財

るものとする」に改める。

状 況 第 =杉 条 亚 に X 見 自 出 治 L 基 لح 本 L 条 て _ 例 第 _ 公 + 表 Ξ 時 条 期 に _ 規 定 を す 付 る L 財 務 同 条 に 関 第 す る 項 中 資 料 _ $\overline{}$ 財 以 政 下 事 情 財 務 を に 関 財

す

政

こ る れ 資 を 料 _ ح を 11 う 五 月 及 $\overline{}$ び を + 除 < 月 に 次 条 に に 改 お め 11 て 同 同 じ 条 第 _ 項 を に 次 の _ ょ 六 う 月 に 改 日 及 め る び + 月 \exists に

2 財 務 に 関 す る 資 料 の 公 表 は 毎 年 + 月 に 行 う も の لح す る。

第 Ξ 条 及 び 第 兀 条 を 次 の ょ う に 改 め る。

(公表事項)

第 \equiv 条 前 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 五 月 に 財 政 状 況 を 公 表 す る 場 合 に お け る 公 表 事 頂 は

当 該 月 の 属 す る 年 度 $\overline{}$ 以 下 _ 当 該 年 度 لح ١١ う。 $\overline{}$ の 前 年 度 の + 月 _ 日 か 5 Ξ 月 Ξ +

一 歳入歳出予算の執行状況

日

ま

で

の

間

に

お

け

る

次

に

掲

げ

る

事

頂

及

び

当

該

年

度

の

予

算

の

概

要

لح

す

る

二 区民の負担の状況

三 財産、地方債及び一時借入金の現

在

高

兀 そ の 他 財 政 運 営 に 関 し \overline{X} 長 が 必 要 لح 認 め る 事 頂

2 前 条 第 — 項 **ത** 規 定 に ょ IJ + _ 月 に 財 政 状 況 を 公 表 す る 場 合 に お

度の前年度の決算の概要とする。

該

年

度

の

四

月

日

か

5

九

月

Ξ

+

日

ま

で

の

間

に

お

け

る

前

項

各

号

に

掲

げ

る

事

項

及

び

当

該

年

表

そ

の

他

け

る

公

表

事

頂

は

当

前 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 公 表 す る 財 務 に 関 す る 資 料 は 次 に 掲 げ る 財 務 諸

区長が必要と認める資料とする。

3

一 当該年度の前年度末の貸借対照表

当 該 年 度 の 前 年 度 の 丰 ヤ ツ シ ュ • フ Τ 計 算 書 及 び 行 政 コ ス 1 計 算

の 公 表 事 項 の 基 礎 لح な る 資 料 を 公 表 す る も の لح す る

(公表方法)

4

X

長

は

前

 \equiv

頂

に

掲

げ

る

も

の

の

ほ

か

必

要

に

応

じ

財

政

状

況

及

び

財

務

に

関

す

る

資

料

第 兀 条 財 政 状 況 の 公 表 は 1 ン タ ı ネ ツ 1 の 利 用 X 長 が 指 定 す る 場 所 に お け る

閲

覧

 \overline{X} 役 所 の 門 前 掲 示 場 ^ の 掲 示 そ ഗ 他 \overline{X} 長 が 適 当 لح 認 め る 方 法 に ょ 1) 行 う も の لح す る

第 五 条 に 見 出 L لح し て _ 委 任 _ を 付 L 同 条 中 _ 定 め る も の ഗ 外 財 政 事 情 ഗ 公 表

の 手 続 を 施 行 _ に 改 め _ こ れ を _ を 削 る

条 杉 並 \overline{X} 職 員 定 数 条 例 $\overline{}$ 昭 和 + 九 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 号 $\overline{}$ の 部 を 次 の ょ う に 改 正

する。

第

第 兀 条 に 見 出 L لح L て _ 委 任 ᆫ を 付 L 同 条 中 \neg • 任 用 分 限 を ` 任 用

分 限 _ に \neg 取 扱 ᆫ を \neg 取 扱 11 _ に 改 め 同 条 を 第 七 条 لح す る。

第 \equiv 条 を 第 五 条 لح L 同 条 の 次 に 次 の 条 を 加 え る

(公表)

第 六 条 X 長 は 毎 年 度 回 職 員 の 配 置 そ の 他 の 職 員 の 状 況 に 関 す る 資 料 を 作

公表するものとする。

第 条 第 項 中 _ $\overline{}$ 昭 和 = + 年 法 律 第 六 + 七 号 を 削 IJ 同 条 を 第

兀

条

لح

す

る

成

し

第 条 を 第 条 لح L 同 条 の 次 に 次 の 条 を 加 え る

(区長の責務)

第 \equiv 条 X 長 は 職 員 の 定 数 を 定 め る に 当 た つ て は X 政 運 営 が 効 率 的 か つ 機 動 的 な も

の لح な る ょ う 努 め な け れ ば な 5 な L١

第一条として次の一条を加える

(趣旨)

第 条 こ の 条 例 は 地 方 自 治 法 $\overline{}$ 昭 和 + 年 法 律 第 六 + 七 号 \smile 第 百 七 + 条 第

項

等 の 規 定 に 基 づ き 杉 並 \overline{X} の 職 員 の 定 数 に 関 L 必 要 な 事 頂 を 定 め る も の لح す る

第 Ξ 杉 亚 X 組 織 条 例 平 成 + \equiv 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 五 号) の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る。

第 _ 条 を 第 兀 条 لح L 同 条 の 次 に 次 の 条 を 加 え る

(公表)

第 五 条 X 長 は 毎 年 度 回 組 織 の 状 況 に 関 す る 資 料 を 作 成 U 公 表 す る も の لح す る。

第 条 中 地 方 自 治 法 昭 和 + 年 法 律 第 六 + 七 号 $\overline{}$ 第 百 五 + 八 条 第 項 の 規 定 に

条 及 び 第 条 لح L て 次 の _ 条 を 加 え る

基

づ

き

X

長

の

権

限

に

属

す

る

事

務

を

分

掌

さ

せ

る

た

め

を

削

IJ

同

条

を

第

Ξ

条

لح

第

(趣旨)

第 条 こ の 条 例 は 地 方 自 治 法 $\overline{}$ 昭 和 + 年 法 律 第 六 + 七 号 $\overline{}$ 第 百 五 + 八 条 第

項

の 規 定 に 基 づ き \overline{X} 長 の 権 限 に 属 す る 事 務 を 分 掌 さ せ る た め の 組 織 に 関 L 必 要 な 事 項

を定めるものとする。

(区長の責務)

第 条 X 長 は 組 織 の 編 成 に 当 た つ て は \overline{X} 政 運 営 が 効

率

的

か

つ

機

動

的

な

も

の

لح

な

る

よう努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由)

X が 定 め る 最 高 規 範 で あ る 自 治 基 本 条 例 の 趣 旨 ح の 整 合 性 を 义 る 必 要 が あ る

杉並区財政事情の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照 表

〈び十二月一日にこれを行うものとす	一日及	及び十一月に 行うものとす
の公表は、毎年六月		次条において同じ。)の公表は、毎年五月
		「財務に関する資料」という。)を除く。
		十三条に規定する財務に関する資料(以下
財政事情	第二条	第二条 財政状況 (杉並区自治基本条例第二
		(公表時期)
の条例の定めるところによる。	は、こ	要な事項を定めるものとする。
る杉並区の財政事情の公表に関して	定によ	定による杉並区の財政状況の公表に関し必
の規		年杉並区条例第四十七号)第二十三条の規
		第一項及び杉並区自治基本条例(平成十四
(律第六十七号) 第二百四十三条の三	二年法	二年法律第六十七号)第二百四十三条の三
地方自治法 (昭和二十	第一条	第一条 この条例は、地方自治法 (昭和二十
		(趣旨)
2並区財政事情の公表に関する条例	杉	杉並区財政状況の公表に関する条例
	旧	新条例
(の一部改正)	関する条例	第一条による改正(杉並区財政事情の公表に問

2| る 財 °

2 行 う 財 も 務 の に ع 関 す す る 資 料 ഗ 公 表 は 毎 年 + 月 こ

(公表事項)

第

第 条 前 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 五 月 に 財 政

状 況 を 公 表 す る 場 合 に お け る 公 表 事 項 は

該

月

の

属

す

る

年

度

以

下

該

年

度

ح

いう。)の前年度の十月一日から三月三十

日 ま で の 間 に お け る 次 に 掲 げ る 事 項 及

当該年度の予算の概要とする。

二区民の負担の状況

歳

λ

歳

出

予

算

の

執

行

状

況

三 財産、地方債及び一時借入金の現在

高

五

兀 そ の 他 財 政 運 営 に 関 L \overline{X} 長 が 必 要 لح 認

める事項

2 前 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ + 月 に 財 政 状

ころこの也強けるここのできなる。

لح لح 因 定 条 き が め IJ 天 災 7 か で 5 そ き 前 前 条 な 頂 の ケ 第 れ 他 61 の を 月 لح 避 期 以 け ㅎ 項 公 日 内 は る の 表 に ت 規 L に 財 ع 定 な お X 政 長 の に け 61 事 て ょ は で れ 情 ㅎ ば IJ 事 を 六 な な そ 故 公 月 5 の の 表 L١ 期 な す 事 止 日 L١ 日 る 故 hに を に

び に 日 公 X か 表 掲 長 げ 5 す る る の 月 財 財 事 Ξ 政 項 政 + 方 を 事 情 針 掲 日 を 載 に 明 ま お U 5 で 11 か 且 の て は に 期 つ す 間 財 る 政 に 前 も 年 の お の け + 動 لح 月 る 向

収入及び支出の概況

る。

二 住民の負担の概況

三 公営事業の経理の概況

兀 財 産 地 方 債 及 び 時 借 λ 金 の 現 在 高

そ の 他 X 長 に お ١J て 必 要 لح 認 め る 事 頂

する財政事情においては、四月一日から

表

前

条

第

項

の

規

定

に

ょ

1)

+

月

日

に

公

- 2 -

及

左

該 こ 況 年 を お け 度 公 る 表 の 前 四 す 項 月 る 各 場 日 合 号 に に か 掲 5 お げ 九 け 月 る る 三 十 事 公 表 項 及 日 事 ま び 項 当 で は 該 **ഗ** 間 当 年

度の前年度の決算の概要とする。

3 関 す 前 条 る 第 資 料 項 は の 次 規 に 定 に 掲 げ ょ IJ る 財 公 表 務 諸 す 表 る そ 財 務 の 他 に

区長が必要と認める資料とする。

該 該 年 年 度 度 の の 前 前 年 年 度 度 の 末 + の ヤ 貸 借 シ 対 ュ 照 表 フ

要 に $\overline{\mathsf{X}}$ 応 長 じ は 財 前 政 状 項 況 に 及 掲 げ び 財 る 務 も に の 関 の す ほ る か 資 料 必

4

計

算

書

及

び

行

政

 \Box

ス

1

計

算

の 公 表 事 項 の 基 礎 لح な る 資 料 を 公 表 す る も

のとする。

(公表方法)

第 兀 の 条 利 用 財 政 X 状 長 況 が の 指 公 定 表 す は る 場 1 所 ン に タ お I け ネ る ツ 閲 1

覧 X 役 所 の 門 前 掲 示 場 ^ の 掲 示 そ の 他 \overline{X}

長 が 適 لح 認 め る 方 法 に ょ 1) 行 う も の ح す

> か 九 月 か げ \equiv + る 日 事 項 ま を で 掲 の 載 期 間 し に 且 お つ け 前 る 年 前 度 項 各 の 決 号 に

の概況を明らかにするものとする。

基 X 礎 長 لح は な る 必 ベ 要 ㅎ に 事 応 実 じ 及 財 び 政 数 事 字 情 を の 掲 記 載 載 事 L た 頂

書 を そ の 附 表 لح U 7 添 付 す る こ لح が

で

ㅎ

る。

文

 \odot

兀 条 財 政 事 情 の 公 表 は X 役 所 門 前 掲 示

第

場 及 び 適 当 な 掲 示 場 に 掲 示 U て こ れ を 行

う。

間 何 前 項 人 も の X 文 長 書 は の 指 定 そ L の た 公 場 表 所 の に 日 お か 61 5 て 六 ケ 月

第二条 略 第一条 略 第一条 略 第一条 略 第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十 第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十 第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十 第一条 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	新 条 例 旧 条 例第二条による改正(杉並区職員定数条例の一部改正)	である。
--	---------------------------------------	------

務

そ

の

第 第 第 3 2 第 第 公 職 四 職 \equiv X 委 六 五 及 法 七 の 職 つ 公 五 \mathfrak{O} 表 任 条 表 て 条 条 条 他 員 + 条 員 ع 長 び 員 前 _ す を な は の の 4 項 の の る 職 定 含 条 定 る 職 略 に 略 責 X X よう 数 も 数 長 務 員 員 長 略 む の 規 X は も + 政 は の の 定 の の と す 努 種 状 の 配 七 す 運 と す 況 別 分 毎 の る め 営 職 る。 に 年 規 職 な が 員 る。 任 関 度 効 定 員 け の に 定 率 用 す の れ る ば 数 回 ょ 定 的 資 IJ 数 を 分 な か 料 職 派 5 定 限 は つ な を 員 遣 機 め 服 を 動 る 作 の 地 務 成 受 方 配 第 的 に そ 置 け 当 自 な U そ た 治 の た 百 も 第 第 3 2 第 兀 職 職 及 職 五 法 + = 条 員 条 び 員 条 員 $\overline{}$ 前 の 4 を 昭 項 の 条 職 定 含 和 定 略 に 略 員 数 規 数 む の 略 + + の の も 定 種 七 す の 配 ۲ 年 別 分 の る す 職 規 法 る 任 定 律 員 に 第 の 用 ょ 六 定 + 分 IJ 数 限 七 派 は 号 遣 服 を 地

受

け

た

第

_

百

方

自

治

	設	努めなければならない。 運営が効率的かつ機動的なものとなる	区長は、組織の編成に当たっては、の言系)	る。	掌させるための組織に関し必要な事項定に基づき、区長の権限に属する事務	法律第六十七号)第百五十八条第一項	この条例は、地方自治法(昭和二十)	新 条 例	による改正(杉並区組織条例の一部改正)	夕の耳状はは関しては、 気は気をる ・ 作項
区長の第百五									IΒ		ラクの耳 扱いに
に属する事務を分掌させる十八条第一項の規定に基づ法(昭和二十二年法律第六	 								条		目して に 分
現の規定に基づ項の規定に基づ									例		分に対める

杉 並 X に 次 の 部 を置く。

政 策 経 営 部

X 保 民 健 生活 褔 祉 部 部

保

健

褔

祉

部

区民

生活

部

環 都 境 市 整 清 掃 備 部 部

分 掌 事 務

第 公表) 四 _ 条 略

第五条 X 長は、 毎 年度 回 組 の 状況に

関する 資 料 を 作 成 し、 公表するも のとす

る。

第二条 分 掌 事 務 略

環

境

清

掃

部

都

市

整

備

部

た め、 政 策 経 杉 営 並 部 X に 次 の 部 を置く。

- 7 -